

施策名	大 事 項	循環型社会の形成に向けた取り組み	自動車技術安全部
	中 事 項	自動車リサイクル	
	小 事 項	自動車整備事業者における対応	
施策の概要	平成12年度から実施している「環境に優しい自動車整備工場等顕彰モデル事業」に基づき、使用済み自動車の適正処理・自動車リサイクル部品の更なる普及等、環境問題に積極的に取り組んだ事業場の表彰を行うことにより、自動車関係業界に環境問題に対するインセンティブを与え、循環型社会の形成を推進するとともに、運輸局のホームページに表彰を受けた事業場を公表することなどにより、自動車使用者の利便の向上を図る。		
28年度の計画	「環境に優しい自動車整備工場等顕彰モデル事業」に基づき、使用済み自動車の適正処理等、環境問題に積極的に取り組んだ事業場に支局長表彰又は局長表彰を行う。		
27年度の実績と評価	<p>「環境に優しい自動車整備工場等顕彰モデル事業」に基づき、平成27年度は、環境問題に積極的に取り組んだ23事業場に対し支局長表彰を、19事業場に対して局長表彰を行った。</p> <p>26年度より、使用済み自動車の適正処理等だけでなく、更なる二酸化炭素の排出量削減に向けた取組みを促進し継続するため、新局長表彰制度の審査基準により評価を行った。</p>		